保育所の認可に係る意見聴取について (概要資料)

- (1)意見聴取の位置づけ、根拠
- (2)児童福祉施設(保育所)の設置の認可について

(1)意見聴取の位置づけ、根拠

認可申請があった児童福祉施設(保育所)について、児童福祉法第35条第6項の規定に基づき、意見聴取を 行うもの。(認可主体は市であり、法令上の基準への適合性に係る審査を経た上で、意見聴取を行う。)

本認可申請については、市立大黒保育所の令和6年度からの民間移譲に伴い、運営法人から申請が行われたもの。

【参考】

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抜粋)

第35条(児童福祉施設の設置)

- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。
- ⑥ <u>都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の</u> 意見を聴かなければならない。

第8条(審議会の設置及び権限)

第9項、第18条の20の2第2項、第27条第6項、第33条の15第3項、<u>第35条第6項</u>、第46条第4項及び第59条第5項<u>の</u> 規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を 置くものとする。ただし、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社 会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限 りでない。

佐世保市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第22号)(抜粋)

第1条(設置)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(2)児童福祉施設(保育所)の設置の認可について

【概要】

① 施設区分

保育所

2 施設等概要

- •設置主体:社会福祉法人光洋会
- •所 在 地:佐世保市稲荷町2番25号
- ·定 員:100名 (0歳児:10人 1歳児:18人 2歳児:18人 3歳児:18人 4歳以上児:36人)
- ·施設面積:865.88㎡

(乳児室:44.20㎡ ほふく室:64.20㎡ 保育室:219.6㎡ 遊戯室:86.4㎡ その他:451.48㎡)

- ·開所時間:(平日·土曜)7時00分~19時30分 (日曜·祝日)休業
- 給食:有(自園調理)

③ 認可申請の内容

別紙資料のとおり

④ 認可年月日(予定)

令和6年4月1日